

大和市商業戦略計画改定に係る 意見交換会を開催

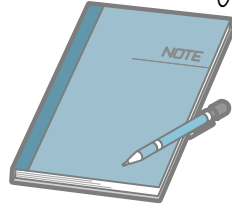
市は、商業振興に関する施策を総合的に推進するため「大和市商業戦略計画」を策定しています。同計画の改定に当たり、商業者や市民の皆さんの意見を反映するため、意見交換会を開催します。

共通事項

対象▼市内在住・在勤者
申し込み▼不要

内容

- 第1回▼オリエンテーション、アンケート結果の報告と課題の共有
 - 第2回▼課題に対する改善策の検討
 - 第3回▼商業者・市民ができること、行政が支援することの整理。
- ※詳しくは市のホームページをのぞいていただくか、お問い合わせください。



☎ 260-5134 (260)5138
☎ 260-5134 (260)5138

ところ	とき (いずれも午後7時～8時30分・全3回 (1回のみ参加可))		
	第1回	第2回	第3回
シリウス6階生涯学習センター	10月29日(月)	11月 8日(木)	11月28日(水)
北部文化・スポーツ・子育てセンター 市民交流拠点ポラリス	10月30日(火)	11月 9日(金)	/
渋谷学習センター	10月31日(水)	11月12日(月)	

※第1回と第2回は、同じ内容を3会場で行います。

平成29年度の介護保険事業実施状況

昨年度の市の介護保険事業実施状況をお知らせします。

■要支援・要介護認定者は9,561人

市の高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は、今年9月1日現在約23・6%で、介護保険サービスの利用者は年々増加の傾向にあります。

介護保険サービスを利用するには、介護を必要とするなどの認定を受ける必要があります。今年3月31日現在の要支援・要介護認定者(以下「認定者」)は9,561人で、前年度より495人(約5・5%)増加しました。そのうち要介護認定者は7,034人で、前年度比で379人(約5・4%)増加しました。

■介護保険給付費総額は前年度比7割増加しました。

3・9割増
昨年度の介護保険給付費総額は、129億6,669万円で、認定者数が増えた影響もあり、前年度比で4億9,253万円(約3・9%)増加しました。

認定者数、給付費ともに、増加傾向は今後も続く予想されます。市は、引き続き介護サービスの向上と適正給付に努めていきます。

☎ 260-5169 (260)5158
☎ 260-5169 (260)5158

市教育委員会教育長に柿本隆夫氏を再任

市教育委員会教育長柿本隆夫氏(64歳の任期満了に伴い、9月25日に開催された市議会本会議で同意を得て、同氏が10月1日付で教育長に再任されました。任期は3年間です。

また、柿本教育長は同日付で、教育長職務代理者に教育委員の青蔭文雄氏を指名しました。

教育委員会は、市長により任命された教育長と4人の委員で構成され、



教育長
柿本隆夫氏

市の教育行政の運営などを審議・決定します。

☎ 260-5203 (260)9832
☎ 260-5203 (260)9832

地震に備えて住宅の耐震化・不燃化などの対策を

市は、災害に強いまちを目指し、市内の住宅の耐震診断費や改修費を補助しています。不燃化・バリアフリー化改修工事費などのほか、来年

3月31日までは、ブロック塀等撤去工事に対する補助も実施しています。この機会に、ぜひ補助制度をご利用ください。

申し込み▼いずれも直接または電話で市役所建築指導課へ。

☎ 260-5425 (260)6105
☎ 260-5425 (260)6105

工事・診断名など	補助の要件	補助内容
木造住宅の耐震診断・改修工事	①簡易耐震診断	登録事業者が現場調査のうえ、耐震性の目安を判定(無料)
	②精密耐震診断	対象建築物▶昭和56年5月以前に工事に着手した在来工法(構造部分が柱やはり、筋交いで構成される工法)による2階建て以下の木造住宅
	③耐震改修工事 ※1	①を実施した建築物に対し登録建築士が診断し、補強の要否や補強案、概算改修工事費を報告。診断費のうち6万4,800円まで補助 ②に基づく補強工事に対して、工事費用などの一部(工事費の5分の1、設計監理費の2分の1、合計上限50万円)を補助
分譲マンションの耐震診断	対象建築物▶昭和56年5月以前に工事に着手した分譲マンション	<ul style="list-style-type: none"> 予備診断費補助額：1棟につき上限20万円 本診断費補助額：1棟につき本診断費の2分の1(上限150万円)または3分の2(上限200万円)
不燃化改修工事 ※2	対象建築物▶既存木造住宅 工事例：軒天・破風板改修、外壁改修、内装不燃化、雨戸・シャッター改修、窓ガラス交換、防炎性カーテン設置、感震ブレーカー設置、ブロック塀除去	改修工事費(5万円以上)の2分の1(上限10万円。不燃化改修工事の破風を含む軒裏などの改修工事費は上限20万円)
バリアフリー化改修工事 ※2	対象建築物▶既存木造住宅 工事例：段差解消、浴室改良、トイレ改修、手すり設置、廊下幅拡張、扉交換	
ブロック塀等撤去工事	⑦適法性診断 期間▶来年3月31日まで	対象▶道路に面するもの 登録事業者が現場調査のうえ、適法性、安全性を判定(無料)
	⑧撤去工事 期間▶再来年3月31日まで	対象▶⑦の結果、安全性が確認できないもの 撤去工事費(上限30万円。ブロック塀等の幅などにより異なる)
耐震診断義務路線沿道建築物の耐震診断・設計	対象建築物▶一定の要件を満たす市が指定した主要路線沿道の建築物	耐震診断費・設計費全額(建築物の延べ床面積に応じた上限あり)
家具転倒防止器具取付支援 ※3	対象世帯▶65歳以上の人で構成される世帯、障がい者世帯	登録事業者が木製家具をL字金物と木ビスで壁に固定(1世帯当たり2か所まで)(原則無料)

※1 実施した場合、税制などの優遇があります。防音工事やリフォームと同時の実施も可能です。
 ※2 防音工事やリフォームと同時の実施も可能です。また、一定の要件を満たしたバリアフリー化改修工事については、税制などの優遇があります。
 ※3 壁や家具の種類により、固定できない場合や一部有償となる場合があります。